

平成 31 年(2019 年)4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業体験農園（以下「体験農園」という。）や農家直営農園（以下「直営農園」という。）といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農家開設型農園に対し、開設に要する費用の一部について、市が予算の範囲内で交付する補助金につき、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、体験農園とは農業者等が農業経営の一環として播種、定植の段階から農業体験を行わせる市民参加型の農園であって、農業経営の主体が農地所有者であることが明確なものをいい、直営農園とは、1 区画の面積を概ね 30 ㎡以上に設定し、その区画面積を自ら耕作できる技術と知識を持った者を利用対象者とする区画貸農園のことをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる要件を備えた農地で行われる農園事業とする。

- (1) 原則として、体験農園は市街化区域の農地で面積が概ね 10 アール以上、直営農園は市街化調整区域の農地で面積が概ね 10 アール以上あること
- (2) 土壌、日照、排水等農園に適していること
- (3) 原則として公道に接していること
- (4) 重大な獣害が予想される地域においては、その対策が講じられていること
- (5) 近隣の農地及び住民の迷惑となるおそれがないこと
- (6) 5 年以上農園の用に供することができること
- (7) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等関係法令上支障がないこと

(補助金額)

第 4 条 前条に掲げる農園の開設に係る補助金は、体験農園においては、別表第 1 に掲げる施設等の設置及び別表第 2 に掲げる農機具等の購入に必要な経費、直営農園においては、別表第 1 に掲げる施設等の設置及び別表第 3 に掲げる農機具等の購入に必要な経費の総額の 2 分の 1 に相当する金額とし、1 農園あたり 500,000 円を限度として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、それを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、八王子市農家開設型農園補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（予算・収支計画を含む）
- (2) 区画図及び施設配置図
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図
- (5) 見積書及びカタログ等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、八王子市農家開設型農園補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(内容変更の承認)

第7条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、八王子市農家開設型農園補助事業 変更・中止・廃止・承認申請書(様式第3号)により、速やかに市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費を変更しようとするとき(軽微なものを除く)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、八王子市農家開設型農園補助事業 変更・中止・廃止・承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定にあたり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第7条の交付決定通知書を受けた補助事業者は、速やかに八王子市農家開設型農園補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 前項の交付請求書の提出を受けたときは、市長は速やかに決定した補助金額を当該補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1月以内に八王子市農家開設型農園補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 施設完成図
- (4) 写真
- (5) 領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市農家開設型農園補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 第10条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付の決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- (4) 前3号のほか、この要綱及び他の法令に違反したとき

2 前項の規定のほか、次に掲げる事情により特別の必要が生じたときは、市長は補助金の交付の決定の内容の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に補助事業が完了した部分についてはこの限りでない。

- (1) 災害その他これに類する事由により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき
- (2) 補助事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで補助事業を遂行することができなくなったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定の内容の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更した場合は、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定は、第11条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納付期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を納付した場合又は補助事業が完了した年度の翌年度から5年を経過した場合はこの限りでない。

(運営状況の報告)

第15条 市長は、農家開設型農園の管理運営について必要に応じ、補助事業者に対して報告を求めることができる。

(関係書類の整理保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他関係書類を開園日から5年を経過するときまで保存するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	内容	備考
水道設備	手洗い、農具洗い等の水道施設	
簡易トイレ	屋外用トイレ	
農具置場	農機具、農業用資材の収納用	
休憩場所	日除け等簡易の休憩場	
看板	農園表示看板、連絡用掲示板、区画番号札	
杭	区画杭	
その他	市長が必要と認めた簡易施設	

別表第2（第4条関係）

項目	内容	備考
鍬	区画数の30%まで	
スコップ	〃	
移植ゴテ	〃	
鎌	区画数の20%まで	
バケツ	〃	
じょうろ	〃	
一輪車	区画数の10%まで	
噴霧器	〃	
ふるい	〃	
鋤簾（草削り）	〃	
レーキ（とんぼ）	〃	
その他	市長が必要と認めた農機具	

別表第3（第4条関係）

項目	内容	備考
耕うん機	1台のみ	上限15万円まで
刈払機	1台のみ	
噴霧器		
一輪車		
スコップ		
鋤簾（草削り）		
その他	市長が必要と認めた農機具	